

# NEWS LETTER

2024年 4月号

今年は桜の開花が例年より遅くなり、桜の花が舞う中の入学式になりましたね。入学や就職等、新しい環境を迎える方も多いと思いますが、慣れるまでマイペースで頑張りましょう！

内容にご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

## 特別受益の持ち戻し免除

持ち戻し免除とは、被相続人が特別受益を持ち戻す必要がない旨の意思表示をすることをいいます。特別受益とは、相続人が被相続人から生前に特別に得ていた利益です。

例えば、被相続人から生前に、大学の学費や住宅購入資金の援助（贈与）を受けているような場合をいいます。このような贈与を受けた相続人がいる場合、何ももらっていない相続人にすれば不公平になります。そこで、民法は、特別受益者が生前に受けた利益を遺産の前渡しと考えて、相続財産にその額を加えて各相続人の相続分を計算することになっています。これを「特別受益の持ち戻し」といいます。

しかし、被相続人としては、特定の相続人を優遇し、特別受益を考慮しないで欲しいと考える場合もあります。このような場合に特別受益の持ち戻しを免除をすることで、特定の相続人を優遇するという意思を実現することができます。

民法では、特別受益がある場合は基本的に持ち戻しを行うこととされ、例外的に、被相続人が上記と異なる意思を表示したとき、持ち戻しを行わないとされています。

したがって、持ち戻し免除が認められるためには、持ち戻し免除の意思表示が要件となりますが、この意思表示は明示の場合だけでなく、黙示の場合も含まれます。

持戻免除の意思表示で特に問題となるのが、黙示の持戻免除の意思表示が認められるかということです。黙示の意思表示は、諸事情を総合考慮して認定されることとなりますが、後々の紛争を予防するには、遺言書などで明示しておくことが重要です。

また、相続法の改正により、被相続人が配偶者に対し居住用土地建物を生前贈与又は遺言での遺贈をした場合に、特別受益の持戻免除の意思表示が推定されることとなりました。

これは、長期間、結婚生活を送っている夫婦で自宅を贈与などする場合、被相続人の意思として、配偶者に多くの財産を遺してあげようと考えていることが多いからでしょう。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続

